

P. 49～「2. 大学設置基準」に係る追補

大学設置基準等の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学省令第 17 号)が平成 29 年 3 月 31 日に公布、4 月 1 日に施行されましたので、下記の通り追補いたします。

① 第 2 条の次に下記を追加します。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

**第 2 条の 3** 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

② 第 41 条を下記の通り修正します。

(旧)

(事務組織)

**第 41 条** 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。



(新)

(事務組織)

**第 41 条** 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。